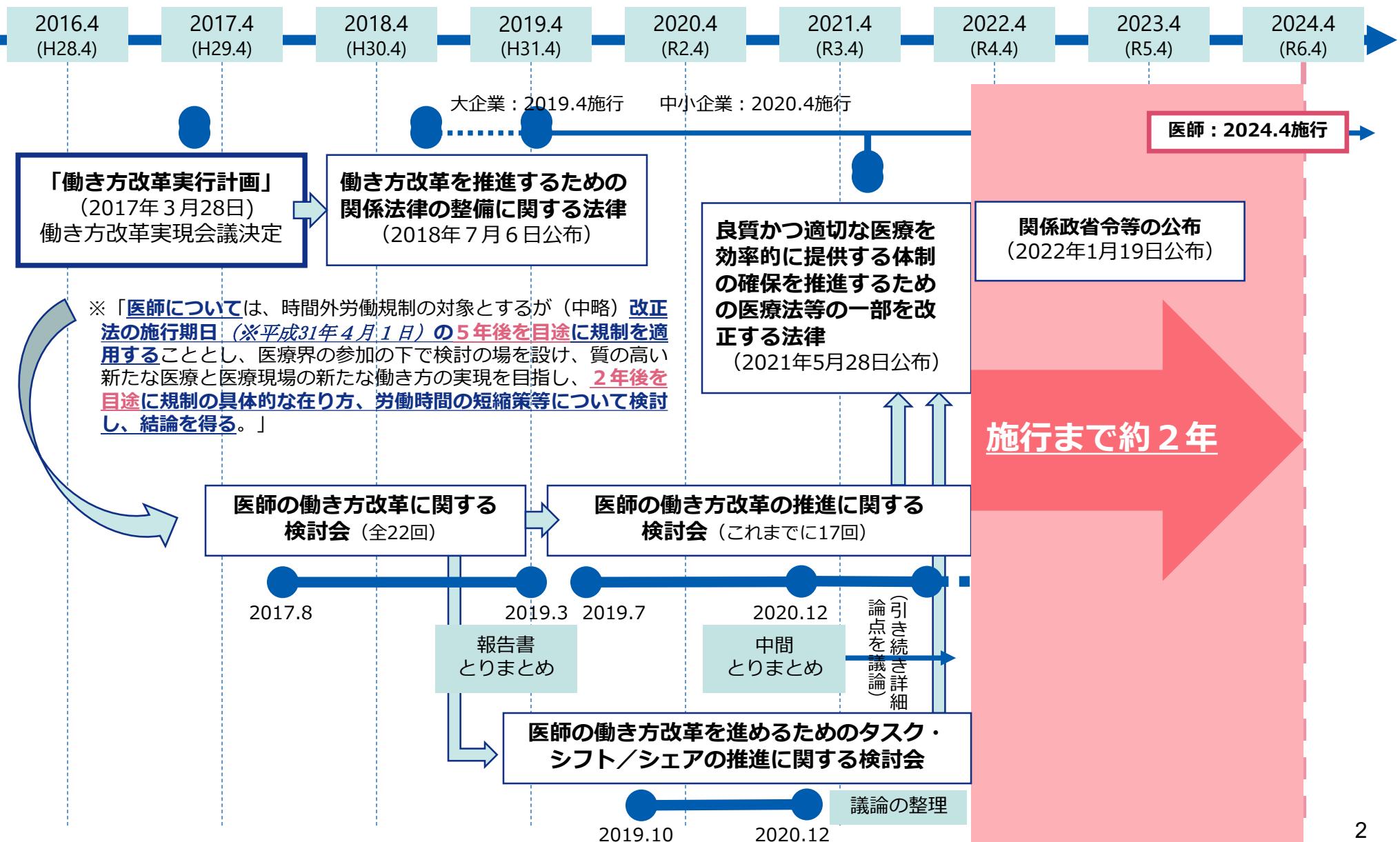


医師の働き方改革と宿日直許可を巡る 状況について

出典：労務管理アドバイザーに対する「医療機関の宿日直許可制度研修会」資料 ほか

医師の働き方改革の議論の進捗



医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってもより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- 地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、
約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
特に救急、産婦人科、外科や若手の
医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理
が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、
記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮
により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それが、自らの能力を活かし、
より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- 医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- 経営層の意識改革（講習会等）
- 医師への周知啓発

等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間
短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が
計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		
B (救急医療等)			義務
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と
勤務間インターバル規制
(または代償休息)

医師の働き方改革における宿日直許可と地域医療の確保に関する指摘

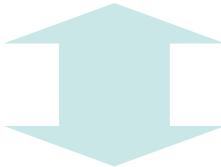
医師の働き方改革と宿日直許可

Q. なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。

A. 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、

- (1) 宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
- (2) 勤務と勤務の間の休息時間（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9時間以上連続したもの）については休息時間として取り扱えること、

など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。



地域医療の確保に関する指摘

●大学病院等の医療機関が医師の派遣を通じて地域の医療提供体制を確保している状況

← 大学病院からの応援で成り立っている地方の医療機関では、宿日直許可が取れないために、通算の上限時間超過を懸念する大学病院から医師を引き上げられ、医療提供体制を縮小せざるを得なくなる。

（令和4年3月18日 医師の働き方改革に関する要望書 より）



地域医療確保のためには、医療機関が適切に宿日直許可を取得することが重要との指摘。

宿日直許可の仕組みについて（概要）

出典：令和4年度
第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

○ 宿直や日直の時間は「労働時間」ですので、労働基準法の労働時間に関する規制が適用されます。

- ・ 労働時間の限度：原則1日8時間以内・1週40時間以内
- ・ これを超えて労働させるためには労使協定（36協定）の締結・届出が必要（上限時間あり）
- ・ これを超えて労働させた場合は割増賃金の支払が必要



○ ただし、労働基準監督署長から許可を受けた場合、許可に沿って行われる宿直や日直は、労働基準法の労働時間に関する規制が適用除外になります（←宿日直許可の仕組み）

○ 宿日直中の勤務の態様

- ・ 常態として、ほとんど労働する必要のない勤務であり、通常の労働の継続ではないこと
- ・ 問診等による診察（軽度の処置を含む）等、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること
- ・ 夜間に十分睡眠が取り得ること
- ・ 通常と同態様の業務がまれにあっても、一般的に、常態としてほとんど労働することがない勤務である場合は、許可は取り消されない

（※医療機関の場合）

宿日直許可に関する取組と課題の所在

宿日直許可に関する取組

- 「医師、看護師等の宿日直許可基準について」（令和元年7月1日基発0701第8号）
← 医師の働き方改革に関する検討会報告書（平成31年3月28日）で、「現状を踏まえて実効あるものとする必要がある」等とされたことを踏まえ、医師等の宿日直について、その特性に鑑みた許可基準の細目を規定。
- 医療機関の宿日直許可事例等の周知（令和3年7月）
← 医療機関の宿日直申請に当たってのチェックリスト、提出書類や申請後のフロー等の手続きのほか、実際の医療機関の宿日直許可事例等を周知。

課題の所在

- 
- 宿日直許可は医療機関ごとの個別の状況を踏まえて許可/不許可を判断するため、医療機関にとって判断基準が見えにくく、行政の判断に斉一性がないように見える。
(+ 監督機関である労働基準監督署への相談に対するハードルの高さ、医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）による支援に対する認知度の低さ など)
← 「医師独自の宿日直許可基準を明確化し、対応の統一を図っていただくとともに、実態に合わない判断が出された場合、厚生労働省に相談できる窓口を設置することをお願いしたい。」

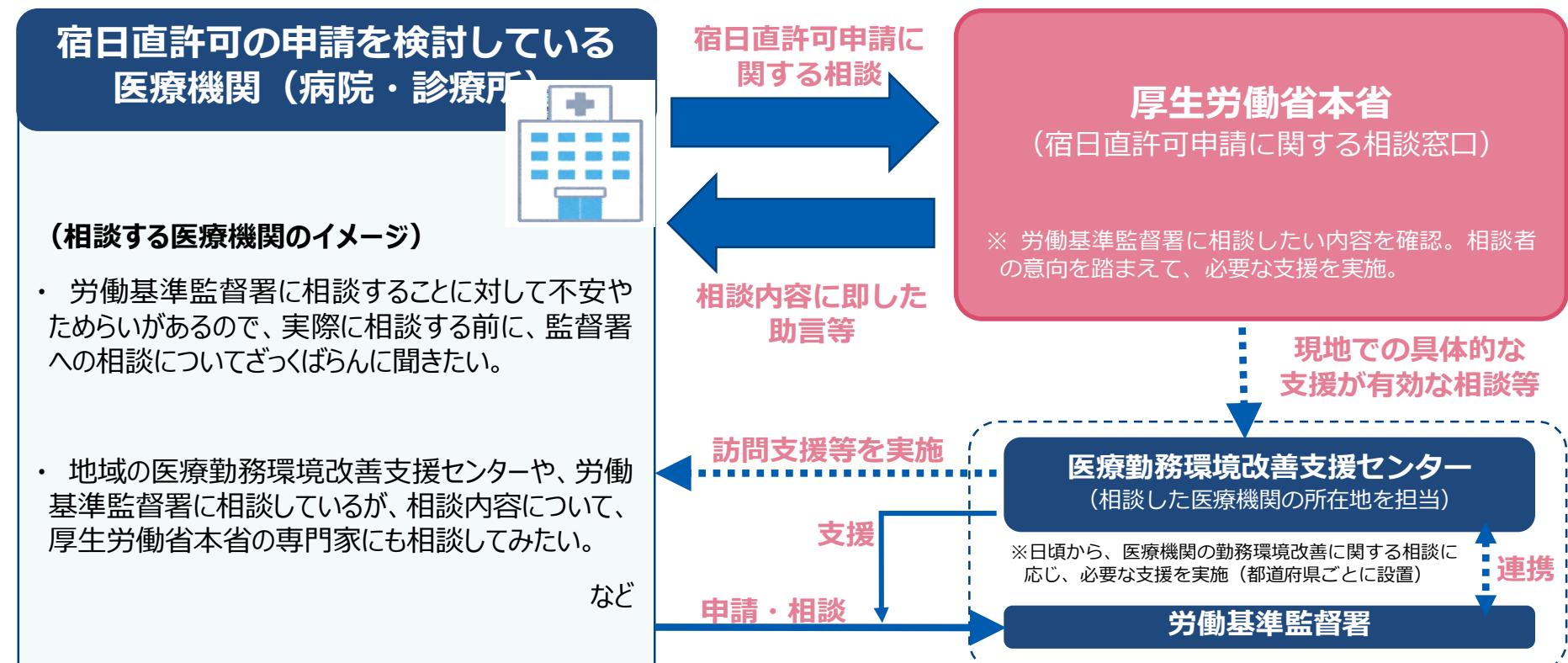
（令和4年3月18日 医師の働き方改革に関する要望書 より）

医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

- ◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
- ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答

<https://www.mhlw.go.jp/stf/news/24880.html>

※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施



医療機関の宿日直許可申請に関する勤改センターと労働局等の連携について

※「医師の宿日直許可の申請に係る相談対応等の円滑な実施に向けた医療勤務環境改善支援センターと都道府県労働局労働基準部監督課及び労働基準監督署との連携した対応について」
(令和4年4月1日付基政発0401第1号、基監発0401第1号)

医療労務管理アドバイザーの主な対応（概要）

【医師の宿日直許可に係る周知】

- 都道府県労働局（以下「局」という。）が医療機関の労務管理担当者を対象に実施する「労働時間等説明会」を開催する際に、併せて個別相談会を開催する場合には、宿日直許可制度に係る医療機関からの相談に丁寧に対応すること。
- 宿日直許可制度の説明に当たっては、制度の趣旨、概要のほか、許可事例を具体的に紹介するなど、医療機関が抱く疑問点の解消に努めること。

【医師の宿日直許可の申請に係る相談対応】

- 医療機関からの相談に基づき、許可基準に適合するか等について、必要に応じて助言等を行うこと。
- 医療機関から局監督課又は監督署に対して、許可基準に適合した申請内容とするための対応策について相談を行いたいとの要望があった場合に、相談内容を確認の上、局監督課に相談内容を情報提供すること。また、局監督課からの回答内容を医療機関に提供すること。局監督課又は監督署に対する相談は匿名により行うことが可能であることを教示すること。
- 医療機関から、宿日直許可の申請を行うに当たって同席を求められた場合に同席し、監督署の担当官からの説明、質問等とともに聞き、内容等を医療機関にわかりやすく伝えるなどの支援を行うこと。
- 医療機関が一旦宿日直許可の申請を取り下げた後、監督署から求められた申請内容の再考に対応するための取組の検討を行う上で、必要な支援を行うこと。

【厚生労働省本省の相談窓口との連携】

- 本省の相談窓口に寄せられた相談に関して、相談窓口から訪問支援等の依頼があった場合に必要な支援を実施すること。

【相談事案の共有】

- 勤改センターへの相談の結果、医療機関が申請を行う場合には、医療機関の希望に応じ、局監督課にその旨情報提供すること。

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口と支援（まとめ）

宿日直許可申請に関して、医療機関の状況に応じた重層的な相談体制を構築しています。

設置主体/名称	主な相談者像のイメージ（例）	主な支援/対応内容（例）
都道府県 医療勤務環境改善支援センター (勤改センター)	<ul style="list-style-type: none">■ 許可申請を考えている医療機関全般特に、<ul style="list-style-type: none">・ 監督署に相談する前に、まずは基本的な仕組みを知りたいと考える医療機関・ 監督署への相談のハードルが高く、第三者への相談をしたいと考える医療機関・ 独自での取組が難しいため、訪問支援等により、個別の継続した支援が必要な医療機関	<ul style="list-style-type: none">■ 医療機関に特化した支援機関（社会保険労務士、医業経営コンサルタント等が配置）として、以下のような支援を実施。<ul style="list-style-type: none">・ 制度や申請手続きに関する説明、助言 等・ 宿日直許可に関する<u>医療機関向けのセミナーの開催</u>・ 医療機関からの照会事項を都道府県労働局監督課へ個別照会（<u>匿名による相談を含む</u>。）・ 医療機関<u>訪問による個別支援</u>（助言等）・ 宿日直許可<u>申請時の監督署への同行</u>支援
厚生労働省 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口 (本省相談窓口)	<ul style="list-style-type: none">■ 許可申請を考えている医療機関全般特に、<ul style="list-style-type: none">・ 監督署に相談することに対して不安やためらいがある医療機関・ 監督署等に相談しているが、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい医療機関	<ul style="list-style-type: none">■ 医療機関の宿日直許可申請の円滑化を図るために相談窓口として、以下のような支援を実施。<ul style="list-style-type: none">・ 監督署に相談する際の<u>監督署の担当者の紹介</u>・ 医療機関による監督署等への<u>相談状況を踏まえた個別支援</u>（助言等）・ 地域の<u>勤改センターと連携した個別支援</u>
厚生労働省 労働基準監督署 (監督署)	<ul style="list-style-type: none">■ 許可申請を考えている医療機関全般	<ul style="list-style-type: none">・ 実際の監督署への提出書類等、申請手続きに関する説明、助言・ 医療機関の許可取得に向けた申請に当たっての具体的な取組についての助言・ 申請受付、許可/不許可の判断

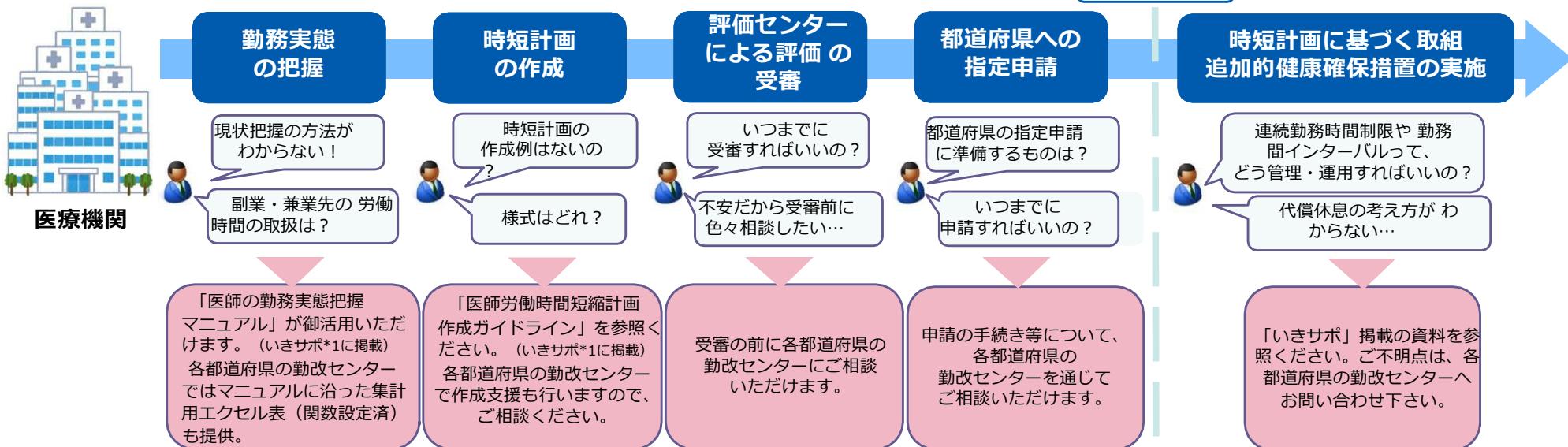
医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の活用について

出典：令和4年度
第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

- ・2024年4月より医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用される。
- ・「医師の働き方改革に関する検討会」「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を経て、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立した。

医師の時間外・休日労働の上限については、36協定上の上限及び36協定によつても超えられない上限をともに、原則年960時間（A水準）・月100時間未満（例外あり）とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（連携B・B水準）及び集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）として、年1,860時間・月100時間未満（例外あり）の上限時間数を設定

医師の労働時間の短縮を計画的に進めていく上では、医療機関は医師労働時間短縮計画を作成し、その計画に沿つて医療機関の管理者のリーダーシップの下、医療機関全体でPDCAサイクルにより働き方改革を進めていくことが重要



働き方改革の過程でお困り事が生じたら、各都道府県の勤改センターにご相談ください
(連絡先は、「いきサポ」*1に掲載されています)

*1 「いきサポ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみなさまの参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。

いきサポ

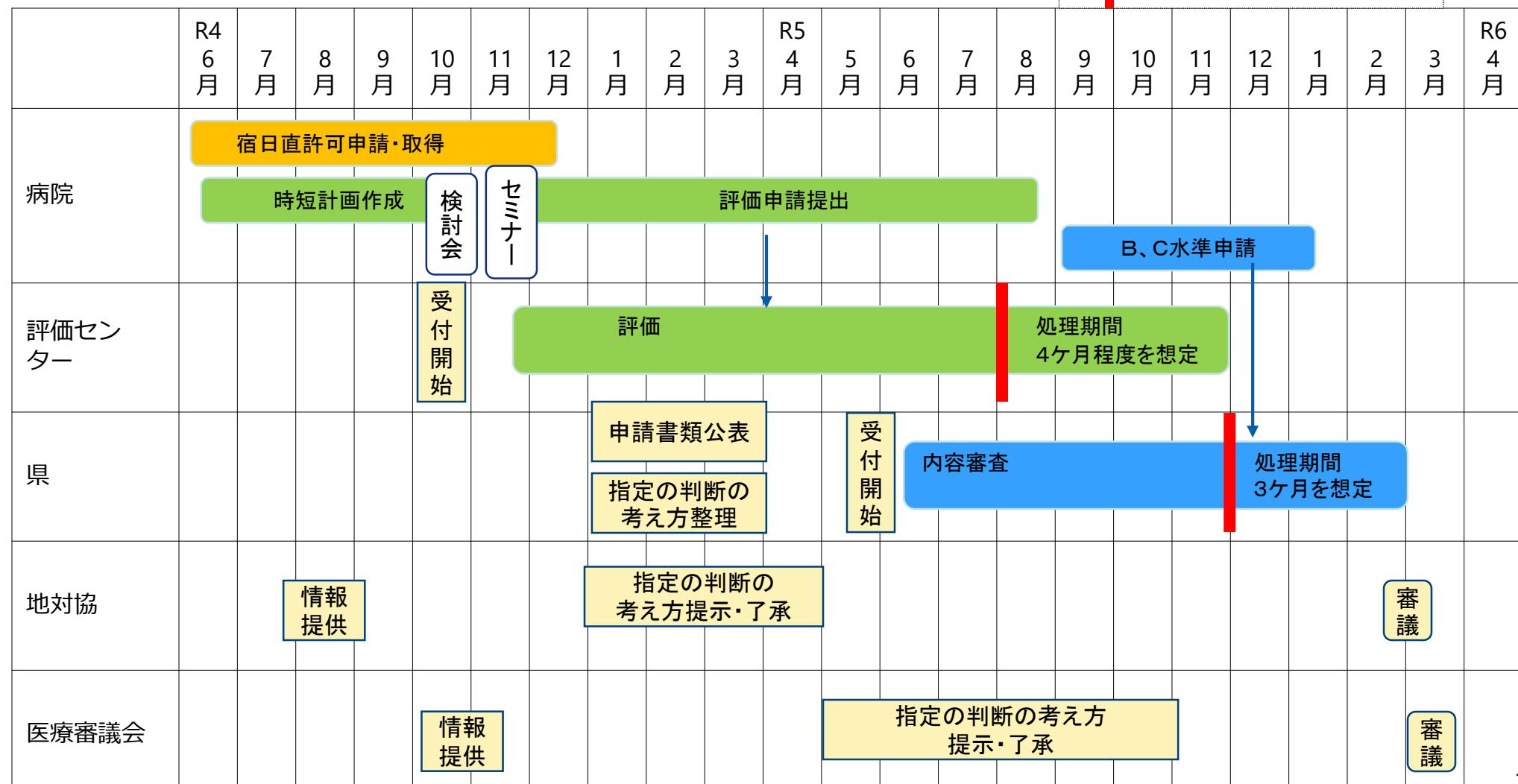
検索



本県における医師の働き方改革に係る進め方（イメージ）

- ・医療審議会による意見聴取：地域の医療提供体制への影響及び構築方針（医療計画）との整合性を確認
- ・地域医療対策協議会：医師の確保に係る議論との整合性を確認

申請受付のデッドライン



本県における医師の働き方改革に係る取組

＜各病院において実施すべきこと(お願い)＞

- 労働時間の把握、自己研鑽との仕分け
- 自院での宿日直許可の取得、宿日直のために医師派遣している医療機関への宿日直許可取得の働きかけ
→相談は、青森県医療勤務環境改善支援センターまでとアナウンスを
- 自院と派遣先医療機関との時間外労働時間の合算
- 現在の派遣体制維持を基本とし、時間外労働時間を1,860時間に収めるため、自院での労働時間の縮減への取組

＜令和4年度の県の取組＞

- アンケートを通じた、各医療機関における働き方改革への取組状況の把握とフォローアップ
(特定水準を超える医師がいるのか、宿日直許可の取得状況、大学等からの医師派遣状況など)
- 個別支援
青森県勤務環境改善支援センターに相談があった医療機関に対し、宿日直許可の取得、医師の時間短縮計画作成などへの支援を実施中
(H4年7月末現在 相談対応・11病院 支援中・5病院)
- 働き方改革の救急医療提供体制への影響検討会議(予定)
日 時: 令和4年10月以降
参考範囲: 救急告示病院の管理者
- 勤務環境改善セミナー(青森労働局と共催)
日 時: 令和4年11月9日(水) 15時～
参考範囲: 病院、有床診療所の管理者(院長、事務長など)
※特に、960時間を超える医師を雇用している医療機関や、宿日直を派遣された医師が行っている医療機関
内容(予定): ①労働時間
②医師の労働時間短縮計画の作成について
③特定労働管理対象医療機関指定のタイムスケジュール

出典：いきいき働く医療機関サポートWeb

医療機関における宿日直 (許可事例/不許可事例)

- 医療機関における宿日直の許可事例/不許可事例の事例については、令和3年7月に周知させていましたが、今般、直近の許可状況を踏まえ、許可事例を追加しました（令和4年6月）。
- 青枠で囲った事例が追加事例であり、これらの事例は令和3年4月以降の許可事例です。なお、既に周知させていただいている事例は、令和元年7月から令和3年3月までの事例です。
- なお、こちらに掲載している許可事例は許可を取得した事案全体の一部ですので、これらの事例以外にも様々な許可を取得した事案があります。掲載している事例にそのままあてはまらなければ許可を取得できないというものではありません。

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

病棟当直等

【ポイント】「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」として定期的な病棟回診等が認められる場合がある。

救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	170床	労働者数(病院全体)	150人
許可取得した診療科・部門	精神科、心療内科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医1人、他病院からの受入医8人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回)：18時～翌8時45分　日直(月1回)：土13時～17時、日祝9時～17時		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、定期回診		
労基署の調査概要	過去3か月間の実績を調査。 宿直勤務では、約30分の定期回診と入院患者の容態急変に備えた病棟管理。 回診は、1～3階病室を巡回し、処置の必要な患者は看護師が回診時に案内するが、1回2件程度、発熱診察や転倒等による軽傷処置。 病棟管理では診察を要する事案の発生頻度は1日最大5件、平均1件程度(1件約32分)。		

救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	40床	労働者数(病院全体)	100人
許可取得した診療科・部門	内科(呼吸器、消化器、循環器)		
宿日直許可の対象医師数	勤務医14人(うち非常勤医師14人)		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回)：20時～翌9時(日・月・水・金・土)、17時～翌9時(火・木)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月の実績について調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の問診実施。 ：発生件数は、月0～3件。 対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。 ○ 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。 		

救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	140床	労働者数(病院全体)	190人
許可取得した診療科・部門	内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、呼吸器科、胃腸科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医30人(うち非常勤医師29人)		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回)：21時～翌8時(平日)、18時～翌8時(土日祝) 日直(1人当たり月1回)：8時～18時(日祝のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の容体急変時の薬の投与(必要性及び投与薬を判断し、看護師に指示) ：発生件数は、1日0～1件 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・高度な措置が必要な場合の大規模病院への移送指示 ：発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たり5～10分程度。 ・死亡確認 ：発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 		

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

ICU、救急

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	350床	労働者数(病院全体)	900人
許可取得した診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医44人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回):18時～翌9時　日直(月1回):9時～18時		
許可を取得した業務	ICU(集中治療室)の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	最大収容患者数4人のICUIにおいて、 ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」(約2分) ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」(約20分) 休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。		

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	300床	労働者数(病院全体)	520人
許可取得した診療科・部門	内科、外科、小児科、リハビリテーション科、麻酔科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、皮膚科		
宿日直許可の対象医師数	臨床検査技師8人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回):21時～翌8時30分		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、簡易な検査		
労基署の調査概要	過去4か月間の実績を調査。 通常勤務では血液を対象としたガス検査(酸素や二酸化炭素の分圧測定)や骨密度検査、エコー検査等の各種検査を行う一方、宿直勤務では患者が救急搬送された場合でも血液検査(約20分)、尿検査(約5分)、心電図検査(約5分)、溶連菌等の簡易検査(約5分)のみ。 対応が発生した日も1日2人程度、合計約40分。		

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	一次救急病院		
病床数(病院全体)	50床	労働者数(病院全体)	80人
許可取得した診療科・部門	内科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、整形外科		
宿日直許可の対象医師数	他病院からの受入医7人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回): 18時～翌8時30分　日直(月2回): 9時30分～翌8時30分		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、診察		
労基署の調査概要	過去1か月間の実績を調査。 通常の勤務時間と同様の業務の発生は、1か月間に6回、 尻もちの診察(約5分)や死亡確認(約10分)等(合計約45分)。 医師2人について、宿直日ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、1か月間の宿直回数は4回以下となっており、また、勤務の労働密度が薄いことから、週1回の限度を満たしているとして許可。 宿日直手当額は、17号通達記2イによることが著しく困難として、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額の3分の1の額を参考に評価。		

救急指定の別

二次救急病院

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	380床	労働者数(病院全体)	420人
許可取得した診療科・部門	精神科、神経科、内科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医18人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回): 17時15分～翌8時30分		
許可を取得した業務	緊急事態に備えての待機、定期回診、検食		
労基署の調査概要	過去3か月間の実績を調査。 輪番日に最大2人の救急患者を受入。輪番日には医師2人、非輪番日には医師1人が宿直。 病棟を回診し、45人程度の要注意患者を目視確認し、回診結果をデータ入力(約40分)。睡眠中の患者が多く回診時間は僅か。 宿直日の夕食(約10分)、朝食(約5分)を検食。 救急患者の受入時の診察等に月平均7件程度。二次救急の輪番日に新規患者の受入の際は約2時間程度要するが、通常の救急外来で通院歴のある患者の受入の際は約1時間。入院患者の急変や死亡対応が月平均3件程度(1件約1時間)。		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	三次救急病院		
病床数(病院全体)	300床	労働者数(病院全体)	600人
許可取得した診療科・部門	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科等31科目		
宿日直許可の対象医師数	勤務医47人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 23時～翌8時30分(毎日)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機 <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿直勤務は17時から開始。17時以降は通常業務には従事せず、 ①救急外来患者のうち軽症者に対する診察等 ②入院患者の容体の変動への対応を行う。 本申請は救急外来患者への対応件数が減少する23時以降の時間帯に限定して許可申請の対象とするもの(17時から23時までは時間外労働として扱う。)。 ○ 直近3か月の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①救急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25～40分。 重症患者の場合は、オンコール医師へ連絡。 ②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20～30分。 原則、主治医が対応。主治医から指示があった場合は看護師等に指示。 ○ ただし、23時以降の対応患者数は年間平均2人/日程度。 ○ 十分な睡眠時間が確保されている。 		
労基署の調査概要			

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	200床	労働者数(病院全体)	390人
許可取得した診療科・部門	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、外科肛門科、整形外科、脳神経外科、乳腺外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、歯科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻薬科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医8人、他病院からの受入医8人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(月～土) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機 <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急搬送又は外来患者が来院しても、宿日直勤務に従事する医師の専門外である場合には対応可能な病院を案内する。 ○ 入院患者の急変時に宿日直勤務医が処置の判断を行えない場合は担当医師に連絡する。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の容体急変時の診察 : 発生頻度は、3か月(92日)間のうち宿直勤務で71件(1勤務平均0.9件)、日直勤務で19件(1勤務平均1.5件)、1件当たり、30分未満。 ・救急患者の診察 : 発生頻度は、3か月(92日間)のうち、宿直勤務で47件(1勤務平均0.6件)、日直勤務で17件(1勤務平均1.3件)、1件当たり、30分未満。 		
労基署の調査概要			

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	200床	労働者数(病院全体)	360人
許可取得した診療科・部門	内科、外科、眼科、皮膚科、放射線科、麻酔科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医4人、他病院からの受入医15人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(月～金) 13時～翌8時30分(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機 <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の医療機関が交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。 当該病院の救急患者の受入れは月1～2日であるが、手術等を要する重症患者は受け入れない。 ○ 輪番日以外では軽症者のみの受入れ。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の急変時の対応として、次の業務がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医の指示に基づく処方箋の発行 ・緊急手術が必要な場合は他病院へ搬送 ・これらの各業務1件当たり、5～10分程度。 ・救急患者の対応として、次の業務がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・診察・症状説明 :1件当たり、10～20分程度。 ・検査指示、処方箋発行、ホッチキス縫合 :これらの各業務1件当たり、5～10分程度。 ・ガーゼ交換、傷の洗浄 :これらの各業務1件当たり、5分程度。 ・気管挿管、死亡確認・死亡診断書作成 :これらの各業務1件当たり、10～15分程度。 ・入院患者の急変時の対応及び救急患者の対応に係る業務の発生頻度は、宿直勤務では合計89日間のうち56日(のべ100人)、日直勤務では合計12日間のうち10日(のべ25人)。 		
労基署の調査概要			

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

許可回数特例

【ポイント】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。

救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	170床	労働者数(病院全体)	130人
許可取得した診療科・部門	内科、リハビリテーション科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医2人、他病院からの受入医10人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回): 17時～翌8時30分　日直(月2回): 土12時30分～17時30分、日祝9時～17時30分		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	過去3か月間の実績を調査。 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内とすることが可能。日直については、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務であることから、日直に限り月2回許可。		

救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	170床	労働者数(病院全体)	190人
許可取得した診療科・部門	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週2回): 17時30分～翌8時30分(毎日)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、問診等		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去0.5か月間の実績を調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 ：発生件数は、1日0～1件。 ○ 対応時間は、1件当たりの所要時間は5～10分程度。 ○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	390床	労働者数(病院全体)	290人
許可取得した診療科・部門	精神科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医14人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が1か月交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。 輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医師の他にオンコール医師(精神保健指定医)を配置。 ○ 宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡回がある。 :発生件数は、1日1件。 対応時間は、35分程度。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者の転倒時の処置 :年2～3回。1件当たり1時間程度。 ・ 外来患者に対する薬の処方 :輪番月で月20回。1件当たり10分程度。 ・ 患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) :年1回以下。1件当たり30分程度。 		
救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	210床	労働者数(病院全体)	160人
許可取得した診療科・部門	精神科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 18時15分～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時(土日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者の容体急変への対応 :発生頻度は92日中45日。 対応時間は1件当たり20分程度。 ・ 当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
病床数(病院全体)	330床	労働者数(病院全体)	310人
許可取得した診療科・部門	精神科、心療内科、内科、歯科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医9人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回)：17時15分～翌8時45分(月～土) 日直(1人当たり月1回)：8時45分～17時15分(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機 <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。 ○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の収受を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 問診 ：発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。 ・ 電話の収受 ：発生件数は、宿直中月67回。日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院受入れ ：発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。 ・ 死亡確認を行うことがある。 ：対応時間は、1件当たり15分程度。 		
労基署の調査概要	<p>○ 過去1か月間の実績を調査。</p> <p>○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。</p> <p>○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の収受を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問診 ：発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。 ・ 電話の収受 ：発生件数は、宿直中月67回。日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。 <p>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院受入れ ：発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。 ・ 死亡確認を行うことがある。 ：対応時間は、1件当たり15分程度。 		
救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
病床数(病院全体)	170床	労働者数(病院全体)	120人
許可取得した診療科・部門	精神科、心療内科、内科、消化器科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医2人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回)：17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回)：9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機 <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。 ○ 救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。 		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1年間の実績を調査。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間における救急指定当番日は43日。 ・ うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急外来患者等の対応 ：発生件数は、宿直中年4回、日直中年1回 対応時間は、1件当たり30分程度。 ○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスク シェアを図っている。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	一次救急病院		
病床数(病院全体)	680床	労働者数(病院全体)	540人
許可取得した診療科・部門	内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科		
宿日直許可の対象医師数	他病院からの受入医8人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	日直(1人当たり月1回) : 9時~18時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機 <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟について医師1名が、それぞれ日直勤務を担当。 ○ 宿日直勤務では、病棟内定期巡回(1勤務当たり 1回・ 10分程度)のほか、患者の問診、看護師等に対し、次の指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科病棟 :服薬・ 身体拘束等の指示。 発生件数は、3か月間で16回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・ 内科病棟 :服薬・点滴等の処置を指示。 発生件数は、3か月間で17回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡確認 :発生件数は、3か月間で5回、 対応時間は、1件当たり30分程度。 		
労基署の調査概要			

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	15床	労働者数(病院全体)	25人
許可取得した診療科・部門	産科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医5人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 18時～翌9時(火・水・木・日)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) <ul style="list-style-type: none"> : 発生件数は、月3件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 ・ 外来患者の診察 <ul style="list-style-type: none"> : 発生件数は、月6件。 対応時間は、1件当たり10分程度。 		
救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	12床	労働者数(病院全体)	25人
許可取得した診療科・部門	産科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医5人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院・外来患者の分娩対応 <ul style="list-style-type: none"> : 対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。 対応時間は、1件当たり平均54分。 ・ 宿直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿直医師の対応時間は約1時間。 ○ 宿直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

産科			
救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	19床	労働者数(病院全体)	30人
許可取得した診療科・部門	産婦人科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医2人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日・祝のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去2か月間の実績を調査。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) 発生件数は、月1件。 対応時間は、1件当たり30分程度。 分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。 ・ 帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。 ○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。 		

医療機関における宿日直不許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

通常業務との分離

【ポイント】通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。(※)

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	340床	労働者数(病院全体)	490人
許可取得した診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、化学療法科、病理診断科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医29人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	日直(月1回):14時~17時		
許可を取得した業務	緊急事態に備えての待機、文書又は電話収受等		
労基署の調査概要	過去1か月間の実績を調査。 救急指定病院として月25日程度、救急患者を受入。 日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し、14時以降は宿直室に移動して待機。 ほぼ毎回、14時以降も患者への治療等が複数回発生(合計約30分~2時間)。 終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働と判断		

(※)始業又は終業時刻に密着して行う短時間(おおむね4時間程度未満)の監視又は断続的な労働は、日直の業務として許可の対象とならない。
(昭和43年4月9日付け基収797号)